

森 第 1 0 5 7 号
平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日

各 市 町 村 長 様

千葉県農林水産部長

「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理チェックシート」の
一部改正について

日頃から、特用林産物の検査の実施や生産者等への指導について、特段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理チェックシート」による生産者指導については、平成 2 5 年 9 月 2 6 日付け森第 8 3 7 号で通知及び指導への協力をお願いしたところです。

この度、国が示す「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドライン」が、別添写しのとおり平成 2 5 年 1 0 月 1 6 日付け 2 5 林政経第 3 1 3 号で通知され、これに伴い、「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理チェックシート」の取組事項等を別紙新旧対照表のとおり改正することとしました。

出荷制限の解除にあたっては「放射性物質の影響を低減させるための生産工程管理の実施」が条件とされていることから、出荷制限が指示された市町村で、指示された品目を生産し、出荷・販売する生産者及び出荷自粛が要請された生産者については、本チェックシートによる栽培管理を必ず取り組むよう指導することとしますので御協力をお願いいたします。

なお、出荷制限及び自粛要請解除のための発生前ほだ木の検査及びしいたけの検査については、貴市町と連携の上、県で実施することとしますのでご承知置きください。

また、これ以外の生産者については、安全な原木きのこを供給するための手法として積極的に取り組むよう指導することとしますので、併せて御協力をお願いいたします。

主な変更点は以下のとおりです。

- ・工程に「きのこの管理」「乾燥」「選別・包装・保管」を追加し、きのこの管理（食品の基準値以下であることを確認する）を必ず実施していただく取組事項とした。
- ・発生、休養工程の「放射性物質量の低減」区分の「休養工程では、ほだ木をブロックや枕木など遮へい台（シートは含まない）の上に置き、直接地面につけない」から「休養工程では、」を削除した。

なお、本通知は、現在原木きのこの生産者が把握されていない市町村にも参考までに通知しておりますので、御了承ください。

千葉県農林水産部森林課
林業振興室
TEL : 043-223-2966
FAX : 043-225-7448